

諮問番号：令和元年度諮問第18号

答申番号：令和元年度答申第17号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、請求人の子（以下「本件児童」という。）について、次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当認定請求却下処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 請求人が特別児童扶養手当の支給に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格の認定を受けるために提出した特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）は肢体不自由用であったため、運動発達遅滞のみが注目されているが、他にもダウン症候群、摂食嚥下障害があり、週に何度も受診が必要である。

(2) 受診の度に、仕事は休みを取らざるを得ず、交通費がかさむことから、生活が困難な状態である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定することとされている。

(2) 障害の状態は、障害の原因となった傷病が治った状態又は症状が固定した状態をいうものであることとされているが、本件児童の年齢は1歳であることから障害の状態が固定されたと判断できない。

(3) 以上のことから、処分庁の嘱託医（以下「嘱託医」という。）の判定も得て、処分庁として判断した内容については適正なものであり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、嘱託医の審査判定も得た上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであり、違法又

は不当な点は認められない。

- 2 請求人は、本件児童について、前記第2の1(1)及び(2)に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、手当の受給資格が認定されるためには、嘱託医の審査判定も得て、総合的にみたときに、特別児童扶養手当認定診断書に記載された障害の状態が、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）及びその別添の「特別児童扶養手当障害程度認定基準」に定める基準に合致するものと判定される必要があるところ、請求人が主張する第2の1(1)に掲げる事情については、手当の認定請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児の障害等級が1級又は2級の状態にあることに関する医師の診断書を添えて行わなければならないとされ、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によることとされているのであるから、請求人から提出された本件診断書に基づいて行われた原処分に違法又は不当な点があると言うことはできない。

また、前記第2の1(2)に掲げる事情については、主に経済的事情をいうものであって、本件児童が手当の支給対象となる法第2条第1項に規定する障害児に該当するかどうかの判断において考慮されるべき事情ではない。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和元年8月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

手当は、20歳未満であって、政令で定める程度の障害の状態にある者を監護する父母等に対して支給するものとされ（法第1条、第2条第1項及び第5項並びに第3条第1項）、手当の支給を受けようとする者は、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならないとされている（法第5条第1項）。

そして、認定要領によると、法第2条第1項にいう「障害の状態」とは、精神又は身体に特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）別表第3に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病が治っ

た状態又は症状が固定した状態をいうものとされ、「症状が固定した」については、症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき又は傷病にかかわりなく障害の状態が固定したときをいうものとされている。

また、手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が1級又は2級の程度の障害の状態にあることに関する医師の診断書を添えて行わなければならないとされ（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条）、認定要領では、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によることとされている。

そこで本件診断書をみると、本件児童の障害の原因となった傷病は「ダウン症候群、摂食嚥下障害、運動発達障害」であり、全身に運動麻痺を有し、日常生活における動作の障害程度は、「つまむ」、「握る」及び「座る（脚なげだし）」以外は「一人では全くできない」とされた上で、現症時の日常生活活動能力も「日常生活動作は全介助を要する」とされている。

しかしながら、本件児童の年齢は本件診断書作成時において1歳であり、症状がよくなる見込みは「不明」であり、握力及び筋力は「検不能」と、予後は「運動発達はゆっくりであるが、伸びていくことが期待できる」とされており、また、本件審査請求の審理における審理員からの質問に対し、本件診断書を作成した主治医からは、本件児童の障害は固定していない旨の回答があった。

こうした本件診断書に記載された事実関係及び主治医からの回答からすると、本件診断書作成時の年齢では本件児童は症状が固定した状態であるとはいえず、認定要領に基づき、本件児童に政令別表第3に該当する程度の障害があるとは判断できないとした嘱託医の判定と、当該判定を受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法又は不当な点は認められないというべきである。

なお、請求人は、①本件診断書が肢体不自由用であったことから運動発達遅滞のみが注目されていること、②受診の度に仕事は休みを取り、交通費がかさむことから、生活が困難な状態であることから、原処分は違法又は不当であると主張しているが、①については、障害の認定は特別児童扶養手当認定診断書によることとされているものであるから、本件において処分庁が請求人から提出された本件診断書をもって障害の認定を行ったことは、違法又は不当であるとはいえず、また、②については、請求人の経済的事実などに関するものであって、手当の支給認定に当たって考慮されるべき事情ではないから、請求人の主張を採用することはできない。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のと

おり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子